

◎過疎地域自立促進特別措置法の一部

を改正する法律

(平成二四年六月二七日法律第三九号(衆

一、提案理由(平成二四年六月八日・衆議院本会議)

○原口一博君 たいいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

.....(略).....

次に、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、本案の提案の趣旨につきまして御説明申し上げます。

過疎対策については、東日本大震災の発生により、被災市町村において過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業の進捗に大幅なおくれが生じることが想定されるなど、現行法の期限内において、総合的かつ計画的な施策を展開することが困難な状況も生じているとあります。

このような状況を踏まえ、現行法の有効期限を延長するため、本案を提出した次第であります。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律

次に、本案の内容について御説明申し上げます。

本案は、現行法の有効期限を平成三十三年三月三十一日まで五年間延長することとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。

本案は、昨七日、総務委員会におきまして、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることにしたものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院総務委員長報告(平成二四年六月二〇日)

○藤末健三君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案は、東日本大震災の発生後における過疎関係市町村の実情に鑑み、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限を五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、合併算定替えの期間経過後における交付税算定の在り方、合併市町

村と非合併市町村の財政措置上の均衡、過疎対策事業債及び合併特例債の運用弾力化、過疎地域等の振興施策の有効性に係る政府の認識等について質疑が行われました。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。